

実施の必要性に関する選択肢	実施が必要 実施は不要 その他	実施が必要と判断した場合 実施が不要と判断した場合 実施の必要性を検討中の場合
実施の確認に関する選択肢	実施済 未実施 その他	すでに実施している場合 これから実施する場合 実施の必要性に関する選択肢で、「実施は不要」または「その他」を選択している場合

※感染減少期に対策の緩和を検討する場合は、以下の内、対人距離、座席数の制限等について該当項目のチェックを行う。

大区分	小区分	基本的事項	実施の必要性	実施の確認
①開館に際して、実施の必要性を判断する基本的事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」及び更新された最新の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」に基づく感染拡大の予防策を実施すること。</li> <li>○高齢者や基礎疾患のある来館者については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、本人の申し出を踏まえて、より慎重に、徹底したリスク回避の対応策を検討すること。</li> <li>○図書館は、所蔵する資料（図書・新聞・雑誌・視聴覚資料など）を閲覧に供し、貸し出しがあるなど、様々な接触機会があるが、基本的な手指衛生が遵守されていれば、図書館ないで感染が広がる可能性は低いと考えられる。まずは来館者の入退館時の手洗い・手指の消毒を徹底する。</li> <li>○感染拡大の予防のために、入場者の制限を実施する必要性がある場合には、ガイドラインに示した手段の活用を検討すること。</li> <li>○緊急事態宣言等対象都道府県内にある図書館は、リスク評価の検討の結果を踏まえ、知事からの要請等に留意し、館内外における過密解消、感染拡大の予防に向けて必要な対応を行うこと。</li> <li>○「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合に、休館の継続、あるいは、特定の図書館サービスを中止又は延期すること。</li> </ul>		
②来館者の安全確保のために、実施の必要性を判断する基本的事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設に関するリスク評価に基づいて、必要に応じて利用の事前予約制や入場制限・時間制限などの措置を行い、「三つの密」を避けるようにすること。</li> <li>○咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底を促すこと。</li> <li>○マスクの着用については、新型コロナウイルス感染症対策本部の「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）に基づき、着用は個人の判断に委ねることを基本とするが、図書館が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従事者にマスクの着用を求めるることは許容される。</li> <li>○来館者や従事者の密集や接触などのリスクを避けるために必要な導線を確保すること。</li> <li>○来館者に、不必要的会話や大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、注意喚起を徹底すること。</li> <li>○図書館の利用に障害のある人の利用に際しては、障害の種類や特性に配慮しながら、対応方法を調整すること。</li> <li>○高齢者や図書館の利用に障害のある人への読書支援機器等の貸与物品については、物品の消毒よりも利用前後の利用者の手指の消毒を徹底すること。</li> <li>○来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、ガイドライン記載の状態である場合は、改善後に来館するよう要請すること。</li> <li>○館内で感染が疑われる者が発生した場合、ガイドラインに示したとおりに対応すること。</li> <li>○館内でクラスターが発生した場合、その旨を周知できるよう備えること。</li> </ul>		
③従事者の安全確保のために、実施の必要性を判断する基本的事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底すること。</li> <li>○感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従事者に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。</li> <li>○衣服や身に付いているものを、適宜洗濯・消毒すること。</li> <li>○従事者に対して普段から検温や健康観察アプリ等による健康記録を促し、ガイドライン記載の状態が記録された場合は、出勤を自粛せるとともに、抗原検査キットによる検査の実施を促す。息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合には、抗原検査キットによる検査もしくは医療機関の受診を促し、施設管理者は結果の把握に努めること。</li> <li>○出勤後に少しでも体調が悪い従事者が見出された場合や従事者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従事者に対して抗原検査キットを活用した検査を行う等、自治体等図書館設置者が定める方法により、適切な対応を行う。</li> </ul>		

		<p>○新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨するが、接種の判断は本人の意思を尊重すること。</p> <p>○出勤体制等については、時差出勤や出勤者を施設の管理・運営に必要な最小限度の人数による業務ローテーションとするなど調整すること。また、従事者内での感染が拡大した場合の業務継続計画（BCP）を確認する等対策を検討する。</p> <p>○事務作業等の場合、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務を積極的に検討すること。</p> <p>○クラスターの発生が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報を提供すること。</p> <p>○会議の開催場所や開催方法等を考慮した上で、会議を開催すること。</p>		
④資料利用及び情報サービスにあたって、実施の必要性を判断する基本的事項		<p>○本の貸出にあたっては、サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒、従事者及び来館者の手指衛生励行など、可能な範囲で接触感染に対する予防策を講じること。</p> <p>○来館者と対面で貸出手続等を行う場合、必要に応じてマスク着用と換気の徹底、身体的距離を確保する等により、飛沫感染対策を図ること。</p> <p>○カウンターの順番待ちでは、人が密集しないよう工夫すること。</p>		
⑤読書会等の行事の開催にあたって、実施の必要性を判断する基本的事項		<p>○参加者や実施の状況を踏まえてマスク着用の必要性を検討すること。</p> <p>○適切な空調設備を活用した常時換気又は定期的な換気を徹底すること。</p> <p>○行事の内容や形式により、来館者同士の距離を適切に保ち、人が密集しないように工夫すること。</p> <p>○行事に参加する来館者に対して、不必要的会話や大声を出さないよう、注意喚起すること。</p> <p>○読書会等の開催に際した飲食物の提供は行わないこと。</p>		
⑥施設管理に関して、実施の必要性を判断する基本的事項	ア) 館内全般	<p>○清掃及び共用スペースやウイルスが付着する可能性のある場所の定期的な消毒を可能な範囲で実施すること。</p> <p>○換気徹底による密閉回避と保湿に留意すること。</p> <p>○入館時等に行列が生じる場合、人が密集しないよう工夫すること。</p> <p>○他者と共用する物品やドアノブなど手が触れる場所が、最小限になるよう工夫すること。</p> <p>○清掃やごみの回収・廃棄作業を終えた後は、手洗い・手指を、必ず消毒すること。</p>		
	イ) サービスカウンター	<p>○来館者と対面で貸出手続等の作業を行う場合、必要に応じてマスク着用と換気の徹底、身体的距離を確保する等により、飛沫感染対策を図ること。</p> <p>○サービスカウンターでの順番待ちでは、人が密集しないよう工夫すること。</p> <p>○サービスカウンターの定期的な拭き取り消毒を行うこと。</p> <p>○複写料金等、来館者と従事者との間で金銭等の授受がある場合には、適宜手指の消毒を行うこと。</p>		
	ウ) ロビー、閲覧スペース、学習スペース	<p>○座席等の間隔については、特に制約を設けないが、適切な換気を心がけること。</p> <p>○対面での飲食や会話をできる限り行わず、また、大声を出さないよう、来館者にはたらきかけること。</p> <p>○従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗い・手指の消毒を行うこと。</p>		
	エ) 書架でのブラウジング利用	<p>○来館者に対して、書架でのブラウジング利用前と利用後に、手洗い・手指の消毒の励行を促すこと。</p> <p>○来館者が密集しないよう、従事者の巡回による声かけや掲示・放送等により注意喚起に努めること。</p>		
	オ) 蔽書検索用機器、閲覧用パソコン等の設置スペース	<p>○来館者に対して、機器等の利用前と利用後に、手洗い・手指の消毒の励行を促すこと。</p> <p>○パソコン利用の間隔については、特に制約を設けないが、適切な換気を心がけること。</p>		
	カ) 洗面所・トイレ	<p>○トイレでの手洗いを徹底する。</p> <p>○不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ、洗面台の水栓など）は、清拭消毒を行うこと。</p> <p>○ペーパータオルや個人用タオルを準備すること。</p> <p>○洗面所・トイレの清掃は、可能な限り換気しながら行うこと。</p>		
	キ) その他の施設	<p>○飲食スペースは、短時間での利用となるよう留意し、感染防止策を徹底した上で利用に供すること。</p> <p>○従事者の休憩室の換気を徹底し、身体的距離が確保できるように、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従事者に混雑時間帯の利用回避を周知する、スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫をする。</p>		

	<p>○車輛を利用する場合にも、換気徹底をはじめとする上記休憩スペースと同様の対策を行う。</p>		
(7)広報・周知について、実施の必要性を判断する基本的事項	<p>○来館者及び従事者に対して、ガイドラインに記載した本項目のことを周知すること。</p>		